

令和7年度 社会福祉法人集团指導資料 法人運営②評議員

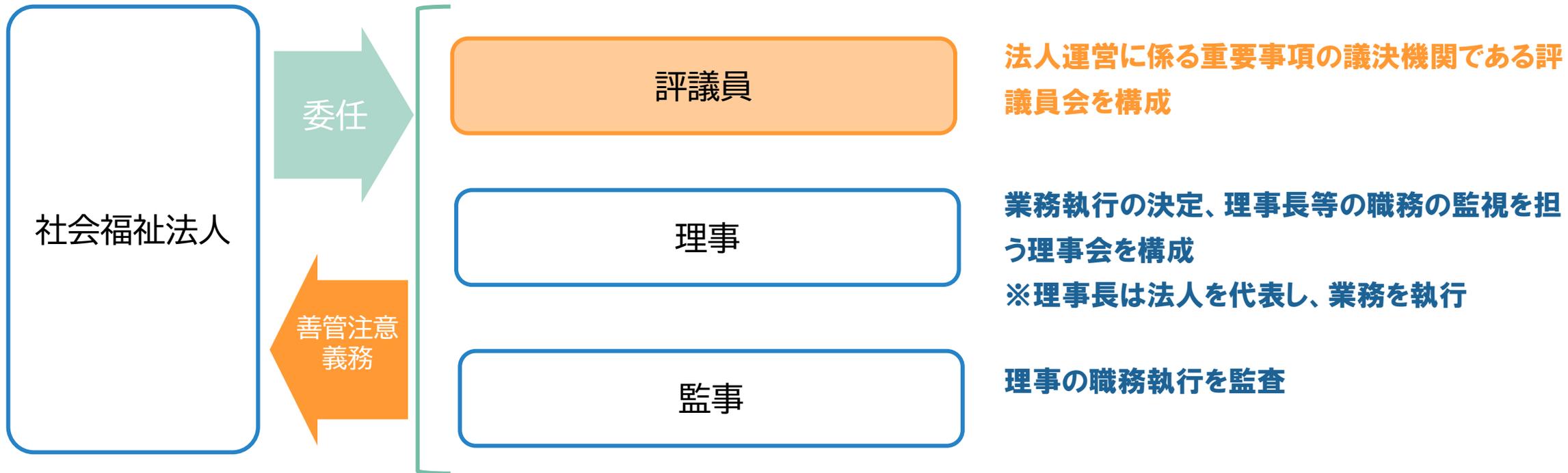
令和8年2月

館林市福祉部社会福祉課監査指導係

1	評議員の役割	P3
2	評議員の権限	P5
3	評議員の資格等	P6
4	評議員の員数	P13
5	評議員の任期	P16
6	評議員の選任	P17

① 評議員の役割

評議員は、評議員会を構成し、法人の理念や経営状況を理解した上で中立的な立場から審議を行います。



① 評議員の役割

評議員は、法人との委任の関係に基づき、**善管注意義務**を負います。

善管注意義務

法第38条の「委任に関する規定」とは、民法第644条を指します。

法第38条 社会福祉法人と評議員、役員及び会計監査人との関係は、委任に関する規定に従う。

民法第644条 受任者は、委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務（善管注意義務）を負う。

このため、評議員は、常勤・非常勤、報酬の有無にかかわらず、**その職責に応じた注意義務をもって職務にあたる**ことが求められます。

② 評議員の権限

評議員個々について、主な権限として、評議員会の**招集権**、**議題提案権**及び**議案提案権**が付与されています。

招集権

評議員は、理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができます。また、請求の後遅滞なく招集の手続が行われない場合等は、所轄庁の許可を得て、評議員会を招集することができます。

議題の提案権

評議員は、理事に対し、一定の事項を評議員会の目的（議題）とすることを請求することができます。この場合は、評議員会の日の4週間（これを下回る期間を定款を定めた場合には、その期間）前までに請求をする必要があります。

議案の提案権

評議員は、評議員会において、評議員会の目的である事項につき議案を提出することができます。ただし、当該議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき評議員会において議決に加わることができる評議員の10分の1（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の賛成を得られなかった日から3年を経過していない場合は、この限りではありません。

評議員になるための社会福祉や組織経営に関する資格等は特に必要ありません。

法第39条により、評議員は、「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」とされており、法人において適正な手続きにより選任されている限り、特段の制限はありません。

なお、国FAQを踏まえる必要はあります。

留意事項(国FAQ)

- 当該法人の職員であった者は評議員となることが可能である。ただし、牽制関係を適正に働かせるため、退職後、少なくとも1年程度経過した者とするのが適当である。
- 当該法人の経営について理解している地域住民は、法人において「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」として適正な手続きにより選任されているのであれば、評議員となることは可能である。
- 評議員に居住地等の地域による制限はない。

③ 評議員の資格等 - 欠格事由

次に掲げる者は、**評議員となることができません。**

1. 法人
2. 精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
3. 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は法の規定に反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
4. 3に該当する者を除くほか、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
5. 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員
6. **暴力団員または暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者**

評議員の責任を全うするために、一定の場合が欠格事由として定められています。また、法人の高い公益性に鑑み、法人は暴力団員等の反社会的勢力の者と関わりをもってはなりません。

③ 評議員の資格等 - 兼職禁止

評議員は、法人の理事、監事又は職員を兼ねることはできません。

評議員会は役員を選任・解任の権限や定款変更の承認等の法人の基本的事項について決議する権限を有し、これらを通じて中立・公正な立場から理事等を牽制・監督する役割を担う機関であることから、**自らが評議員を務める法人の理事、監事又は職員を兼ねることは認められていません。**

③ 評議員の資格等 - 特殊関係者の制限

評議員には、当該法人の各評議員もしくは各役員と**特殊の関係にある者が含まれてはなりません。**

1. 配偶者
2. 三親等以内の親族
3. 厚生労働省令で定める者
 - ① 当該評議員又は役員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ② 当該評議員又は役員に雇用されている者
 - ③ 当該評議員又は役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - ④ ②又は③に掲げる者の配偶者
 - ⑤ ①から③に掲げる者の三親等以内の親族であってこれらの者と生計を一にする者
 - ⑥ 当該評議員又は役員が役員(法人ではない団体の代表者又は管理人の定めがある場合には、その代表者又は管理人を含む)もしくは業務を執行する社員である他の同一の社会福祉法人以外の団体の役員、業務を執行する社員又は職員(同一の団体の役員等が当該社会福祉法人の評議員の総数の3分の1を超える場合に限り)
 - ⑦ 他の社会福祉法人の役員又は職員(当該他の社会福祉法人の評議員となっている当該社会福祉法人の評議員及び役員の合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超える場合に限り。)
 - ⑧ 次の団体の職員(国会議員又は地方議会の議員を除く。)(同一団体の職員が当該社会福祉法人の評議員の総数の3分の1を超える場合に限り。)
・国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人、認可法人

③ 評議員の資格等 - 欠格事由等に当たらないことの確認

法人は、評議員の選任に当たり、**評議員候補者が欠格事由等に該当しないかについて、確認を行う必要があります。**

(書式) 確認内容を満たしていれば形式は問いません。
就任承諾書兼誓約書としても可(21ページ参照)。

確認の方法

履歴書もしくは誓約書、申立書等により候補者本人にこれらの者に該当しないことの確認を行う方法で差し支えありません。

確認する内容

- 評議員候補者が欠格事由に該当しないこと
- 当該法人の各評議員もしくは各役員と特殊の関係にある者がいないこと

評議員の改選の際、再任の方の誓約書を徴していないケースが見られます。
再任であっても、候補者が欠格事項や特殊の関係にある者に該当しないか確認のうえ、書類を保存しておいてください。

誓約書(例)

私は、社会福祉法人〇〇〇の評議員に就任するにあたり、次の各号を誓約します。

1. 社会福祉法第40条第1項各号の欠格条項に該当しないこと
2. 各評議員又は各役員と親族等特殊関係にある者が含まれないこと

社会福祉法人〇〇〇
理事長 〇〇〇〇 様

〇年〇月〇日
住所 〇〇〇〇〇〇〇
氏名 〇〇〇〇

(参考)
社会福祉法第40条第1項
次の各号のいずれかに該当する者は、評議員となることができない。
一 法人
二 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省令で定めるもの
三 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
四 前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
五 法第56条第8項の規定による所轄庁の解散命令による解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員
六 暴力団員による不当な行為のb峰知等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(第128条第1号二及び第3号において「暴力団員等」という。)

③ 評議員の資格等 - 評議員の選任にあたっての留意事項

欠格事由該当者、特殊関係者、暴力団員等の反社会的勢力の者のほか、評議員の選任にあたっては、次の事項にも留意してください。

名目的な選任

評議員会の役割の重要性に鑑み、**実際に評議員会に参加できない者**を名目的に選任し、その結果、評議員会を欠席することとなることは適当ではありません。

《不適當であると判断する基準》

- 前年度から当該年度までの間における評議員会をすべて欠席している者
 - 上記の評議員会の開催が1回のみである場合は、直近2回の評議員会を欠席している者
- ※ 決議の省略を行った場合は、出席とみなして差し支えない。

【根拠法令】 審査基準第三1(3)、ガイドライン I-2-2

関係行政庁の職員

法第61条に規定する公私分離の原則に照らし、**関係行政等の職員が法人の評議員となることは適当ではありません。**社会福祉協議会については、公私の関係者の協力によって組織運営されるものであることから、関係行政庁の職員が評議員となることのみをもって不当な関与であるとはいえませんが、役員と同様に、**評議員総数の5分の1を超える割合を占める場合は、不当な関与に当たる**ものとされています。

【根拠法令】 法第61条第1項第2号・第3号、法第109条第5項、審査基準第三1(1)

③ 評議員の資格等 - 評議員の選任にあたっての留意事項

慣例的な選任

地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に、理事長に就任したり、評議員又は役員として参加したりすることは適当ではない。(審査基準第三1(4))

顧問弁護士等

法人から委託を受けて記帳代行業務や税理士業務を行う顧問弁護士、顧問税理士又は顧問会計士については、評議員に選任することは適当ではない。

一方、法律面や経営面のアドバイスのみを行う契約となっている顧問弁護士、顧問税理士又は顧問会計士については、評議員に選任することは可能である。(国FAQ問23-2)

医師

非常勤の医師は雇用関係がある限りは、職員であることから、評議員を兼務することはできない。

嘱託医については、法人から委嘱を受けて施設等において診察等を行う範囲にとどまるものであり、雇用関係がなく、法人経営に関与しているものではないことから、評議員になることは可能である。(国FAQ問23-2)

④ 評議員の員数

在任する評議員の数が、定款で定めた理事の員数及び在任する理事の人数を超える数であることが必要です。

定款で定めた評議員の数 > 定款で定めた理事の員数

※理事の員数は社会福祉法で6名以上と定められているため、評議員は7名以上と定める必要があります。

在任する評議員の数 > 定款で定めた理事の員数

※実際に在任する評議員の数は、定款で定めた理事の員数を超えている必要があります。

在任する評議員の数 > 在任する理事の員数

※実際に在任する評議員の数は、在任する理事の員数を超えている必要があります。

④ 評議員の員数 - 欠員が生じた場合

評議員に欠員が生じた場合には、任期の満了又は辞任により退任した評議員は、新たに選任された評議員が就任するまで、引き続き評議員としての権利義務を有します。

評議員に欠員が生じた場合には、任期の満了又は辞任により退任した評議員は、新たに選任された評議員が就任するまで、引き続き評議員としての権利義務を有します。

また、評議員に欠員が生じ、事務が遅滞することにより損害を生ずる恐れがあるときは、所轄庁は利害関係人の請求により又は職権で、一時評議員の職務を行うべき者を選任できるとされています。

※「利害関係人」とは、当該法人の他の評議員、役員、会計監査人、職員、債権者等が該当します（国FAQ問27）

④ 評議員の員数 - 欠員が生じた場合

評議員に欠員が生じた場合には、すみやかに、欠員補充を行う必要があります。

在任する評議員の員数に欠員が生じ、定款に反した状態が続くと法人運営に影響を及ぼすことから、すみやかに欠員補充を行う必要があります。

- ① 欠員が生じた都度、評議員の選任手続きを行う
- ② 欠員が生じた場合に備え、補欠の評議員をあらかじめ選任しておく（国FAQ問34）

※ただし、②の場合は定款に定めが必要

（例）「評議員は、欠員が生じた場合に備えて、補欠を選任しておくことができる。」

⑤ 評議員の任期

評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までです。

なお、評議員の任期は、**定款に定めることによって**、次の変更が可能です。

任期の伸長

任期を**6年以内**に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとすることができます。

補欠の評議員の任期

任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期を**退任した評議員の任期の満了する時まで**とすることができます。

⑥ 評議員の選任 - 選任の方法

評議員は、**法人が定款で定めた方法に従って選任します。**

理事・理事会の関与

法第31条第5項により、**理事又は理事会が評議員を選任し、又は解任する旨の定めは無効**とされています。

また、この法の趣旨から、理事が評議員選任・解任委員会の委員となることや、理事が評議員選任・解任委員会に出席し議決に加わることは認められていません。

※評議員選任候補者等の提案説明・質疑応答のために理事が出席することは可能です。

選任の方法

理事・理事会が選任する以外の方法で、中立性が確保された方法であれば、選任の方法は法人で決めることができます。評議員選任・解任委員会を設置し、当該委員会により評議員を選任する方法が一般的です。

⑥ 評議員の選任 - 評議員選任・解任委員会

評議員選任・解任委員会により選任する際は、法人の定款及び細則等に従って行います。なお、国FAQの要約を掲載しますので、留意してください。

① 常時設置

- 評議員選任・解任委員会は、評議員が欠けた場合等に迅速に対応できるよう、常時設置することが適当である。
- 評議員選任・解任委員会を常時設置する場合には、理事や評議員の任期を参考に委員の任期を設けることが適当である。

② 委員の選任

- 評議員選任・解任委員会の委員は、法人運営の状況を把握し、業務執行に関し責任を負う理事会において選任する方法が考えられる。この場合、特定の理事が委員を選任するとした場合、偏った委員構成となるおそれがあるため、理事会において決定することが適当である。
- **理事が評議員選任・解任委員となることは認められない。**
- **評議員が評議員選任・解任委員となることについては、自分を選任・解任することになるので適当ではない。**
※評議員が次の評議員に選出されないことが明らかな場合は、法人の判断で、選任・解任委員にすることは差し支えない。
- 監事・事務局員は委員とすることができる。また、監事・事務局員を委員としないことも可能である。
- 外部委員について、評議員選任・解任委員会は中立的な立場にある外部の者が参加する機関であることから、**少なくとも外部委員1名を委員とすることが適当である。**
- 人数については、法人の規模に応じて、各法人において判断することとなる。ただし、評議員選任・解任委員会は合議体の機関であることから、**3名以上とすることが適当である。**

⑥ 評議員の選任 - 評議員選任・解任委員会

③ 招集

- 評議員選任・解任委員会の招集は、法人運営の状況を把握し、業務執行に関し責任を負う理事会において決定し、理事が行うことが適当である。

④ 議題・議案の提案

- 評議員の選任又は解任に係る議題又は議案の提案は、理事が行うこととすることが考えられる。その場合、恣意的な評議員の選任又は解任を防止する観点から、理事会の決定を必要とすることが適当である。

⑤ 出席

- 理事の出席について、理事が評議員選任・解任委員会の議決に加わることは認められず、議事に影響を及ぼすことは適当ではない。他方、評議員選任候補者等の提案は理事会の決定に従い、理事が行うことが通常と考えられることから、その提案の説明・質疑対応のために理事が出席することは可能である。

⑥ 議事録

- 評議員選任・解任委員会は、適正な手続きにより評議員の選任・解任を行ったことについて説明責任を果たすことができるよう、議事録を作成することが適当である。
- 出席委員又は委員長を置く場合には委員長の署名又は押印がされていることが適当である。
- 評議員選任・解任委員会の議事録は、評議員会や理事会の議事録と同様に、10年間保存しておくことが適当である。

⑦ 報酬

- 評議員選任・解任委員会の委員に報酬を支払うことは可能。ただし、社会福祉法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないようにすることが適当である。

⑥ 評議員の選任 - 就任承諾書

評議員として選任された者が就任を承諾したことを、**文書により確認(就任承諾書の徴収等)**し、法人において保存される必要があります。

就任承諾の有無の確認

評議員として選任された者が、就任を承諾した場合に、その時点(承諾のときに評議員の任期が開始していない場合は任期の開始時)から評議員となります。そのため、**就任の承諾の有無を文書(就任承諾書)により確認し、法人に保管しておく必要があります。**

委嘱状の交付

委嘱状の交付は義務ではありませんが、委嘱状について定款や定款施行細則等で定めている場合には、委嘱状の交付が必要です。なお、法人において、選任された者に委嘱状により評議員に選任された旨を伝達し、就任の意思確認を行うことは差し支えありません。

⑥ 評議員の選任 - 就任承諾書

■ 書式 形式は問いません。
誓約書と兼ねて「就任承諾書兼誓約書」とすることも可能。

■ 日付（承諾日）について
就任承諾書は、**事前あるいは選任された日当日**に受け取ることが望ましいです（国FAQ問44-6）。

※例1 就任承諾書

私は、社会福祉法人〇〇〇の評議員に就任することを承諾します。

就任期間 ○年度の定時評議員会の終結の時から
○年度の定時評議員会の終結の時まで

社会福祉法人〇〇〇
理事長 〇〇〇〇 様

〇年〇月〇日
住所 〇〇〇〇〇〇〇〇
氏名 〇〇〇〇 (印)

任期を記載する場合は、「〇年〇月〇日」とせず、定款のとおりに記載しましょう。

署名若しくは記名押印（認め印で差し支えない）

(表面)

※例2 就任承諾書兼誓約書(例)

私は、社会福祉法人〇〇〇の評議員に**就任することを承諾します**。
また、就任するにあたり、次の各号を誓約します。

1. 社会福祉法第40条第1項各号の欠格条項に該当しないこと
2. 各評議員又は各役員と親族等特殊関係にある者が含まれないこと
3. 暴力団員等の反社会的勢力の者に該当しないこと

就任期間 ○年度の定時評議員会の終結の時から
○年度の定時評議員会の終結の時まで

社会福祉法人〇〇〇
理事長 〇〇〇〇 様

〇年〇月〇日
住所 〇〇〇〇〇〇〇〇
氏名 〇〇〇〇 (印)

(裏面)

(参考)
社会福祉法第40条第1項
次の各号のいずれかに該当する者は、評議員となることができない。
一 法人
二 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省令で定めるもの
三 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
四 前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
五 法第56条第8項の規定による所轄庁の解散命令による解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

事前に徴取する場合、文言に注意しましょう。
「選任されましたので、承諾します」の場合、誓約日は選任日当日に限定されます。事前徴取の場合は例のような文章もしくは「選任された場合、承諾します」など。

**法人運営②「評議員」は以上となります。ご受講ありがとうございました。
引き続き、法人運営③「評議員会」をご受講ください。**